

## ジンプロピリダズに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての 意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年7月31日～令和6年9月4日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会農薬第五専門調査会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会農薬第五専門調査会の 回答
<p>すでに600種以上の農薬成分が認められていますが、健康影響評価をする際は、単体の成分の評価に留まっています。</p> <p>少なくとも何十種の残留農薬成分を摂取することになるのですから、複合影響なりを考慮し、基準は厳しくすべきではないでしょうか？</p>	<p>食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。